

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：土木費 項：都市計画費 目：建築指導費

事業名 宅地造成工事規制区域標識設置費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 建築指導課 建築物地震対策推進係 電話番号：058-272-1111(内4787)

E-mail：c11655@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,920 千円 (前年度予算額：1,920 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,920	0	0	1,920	0	0	0	0	0
要求額	1,920	0	0	1,920	0	0	0	0	0
決定額	1,920	0	0	1,920	0	0	0	0	0

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・宅地造成工事規制区域は、宅地造成により災害の生ずる恐れが著しい地域について、指定がなされたものである。
- ・県においては、宅地造成工事規制区域であることを地域住民の方に周知することにより意識の高揚を図り、地域住民の生命及び財産の保護を目的とし、標識を設置している。
- ・宅地造成工事規制区域が存する多治見市及び土岐市に標識を設置し周知しているが、老朽化等により機能が喪失したものがあるため、標識の更新に要する経費を要求するもの。

(2) 事業内容

宅地造成規制区域標識の更新

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・宅地造成工事規制区域の指定権者は知事となっているため、標識の設置・更新については県で実施する。

(4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
工事請負費	1,920	宅地造成規制区域標識の設置費
合計	1,920	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 後年度の財政負担

破損・倒壊等により機能を失ったものについては順次更新を行う。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
破損・倒壊等により機能を失った標識について順次更新を実施

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

- ・規制区域の周知のための標識設置事業であるため

（これまでの取組内容と成果）

令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容と成果を記載してください。 老朽化等により判読が困難となった標識等9カ所（令和2年度）を更新した。（平成27年度からの事業で、例年は本来15カ所程度である。） 機能を喪失した標識の更新を行うことにより、宅地造成工事規制区域であることを周知し、宅地造成工事に許可が必要なことを広く周知することが可能となる。
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化等により判読が困難となった標識等8カ所（令和3年度）を更新した。（平成27年度からの事業で、例年は本来15カ所程度である。） 機能を喪失した標識の更新を行うことにより、宅地造成工事規制区域であることを周知し、宅地造成工事に許可が必要なことを広く周知することが可能となる。
令和 4 年度	令和6年度当初予算にて追加 指標① 目標： ____ 実績： ____ 達成率： ____ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない 	
(評価) 1	「宅地造成及び特定盛土等規制法」が令和5年5月までに施行され、新たな規制区域である宅地造成等工事規制区域が指定されるまでの施行から最長2年の経過措置期間中のみ必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3:期待以上の成果あり 2:期待どおりの成果あり 1:期待どおりの成果が得られていない 0:ほとんど成果が得られていない 	
(評価) 2	現在、300か所程度に標識を設置しており、周知が図られている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている 	
(評価) 1	規制区域の図示化・道路沿道への設置等、わかりやすい周知に努めている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 「宅地造成及び特定盛土等規制法」が令和5年5月までに施行され、新たな規制区域である宅地造成等工事規制区域が指定された場合、現在指定している宅地造成工事規制区域はその効力を失うため、撤去等の対応が必要となる。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 最長でも令和7年6月には不要となるため、老朽化等の度合いや周知の必要性のバランスを考慮して実施個所を厳選して実施する。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由 や期待する効果 など	【〇〇課】